市の責任の法的解釈

準委任契約（民法第656条）
準委任契約においては、受任者（事業団）が自己の裁量で事務処理をするという独立性を有しており、自己の裁量で処理した事務については、受任者が負うもの。このことから**市には責任が無い。**

家族の疑問・疑念

a. 市の主催なので信頼し安心して今まで健康診断を受けてきたのに、事故が起きると受託者の事業団と直接折衝するようにと振られてしまい面食らった。

b. **市は第三者として客観的に事故原因や事故対応について調査・判断をしていただけるものと思っていたが**、殆ど事業団側からの報告に基づいて判断が行われ**家族からの調査依頼は受け入れてもらえず**、**本人への聞き取り調査さえ行われなかった。なのに事業団に**大きな**瑕疵はなかったとの決済**には愕然とした。さらに6月議会での議員の質問「当該回答文書については、撤回すべき」に対し「瑕疵はなかった」との主張を取り下げることもなく、**今になって「調査を事業団に依頼している」との副市長の答弁は詭弁としか取れず唖然とした。**

c. **過去に前例がないほどの大きな事故であるのに**、事故から5年も経過し、しかも事業団のトップの 理事長が新聞報道で知ったことからも、いかに**事業団にガバナンスが無いかを露呈したのに、市はさらに事業団にどのような調査を依頼されたのか。**